

8

豊崎に商業活性化 施設が誕生

トヨプラ落成式

7月24日、豊見城市豊崎に、豊崎・美らSUN会と有限会社コノ街デザインが連携して整備した「TOYOSAKIプラットフオームセンター（トヨプラ）」がオープンしました。平成28年度の経済産業省中小企業庁「地域・まちなか商業活性化支援事業補助金（地域商業自立促進事業）」を活用した事業です。

地域住民へのアンケート調査などから、豊崎地域の課題として「地域交流」「観光資源・施設」「人材の確保」があげられたため、これらの課題を解決するための施設を整備しました。

建物は地上4階建となっており、1・2階は保育所や学童保育機能を有する子育て支援施設を整備し、子育てしながら働きやすい環境を提供します。3階は会議室やコワーキングスペースだけでなく、Wi-Fiや受付も備えており、起業を目指す方や新しい働き方を求めるクリエイターなどの方々が利用できます。4階は地域交流スペースとなるカフェラウン

ジやコンテンツ作成の場として写真や動画撮影スタジオを整備し、地域情報の発信や地域住民の交流拠点とする予定になっています。

トヨプラでは今後、地元住民と入居企業や地元住民同士の交流イベントやセミナーを開催することにより、豊崎地域に新しい人の流れを生み出し商業の活性化に繋げることとしております。

中小企業庁では、商店街や通り会等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、外部環境の変化や地域住民ニーズを踏まえた公共性の高い取組を支援しております。今

後も、地域商業の中長期的発展及び自立化の促進を図る取組への支援に努めてまいります。



落成式でのテープカットの様子

9

沖縄県バス協会を「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」に指定しました。

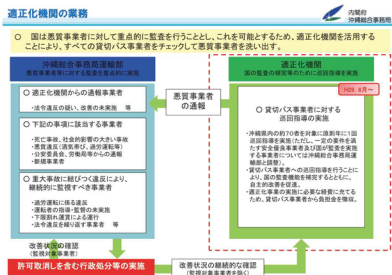
平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとり

まとめられ、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、「適正化事業実施機関」が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、「一般社団法人沖縄県バス協会」から、道路運送法第43条の2第1項及び同法第43条の9に基づき、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」の指定申請がなされ、平成29年6月26日に指定しました。

8月の沖縄本島の事業者に対する巡回指導を皮切りに、沖縄県内の貸切バス事業者に対して順次各営業所の巡回指導を行っていき、悪質な事業者を排除し、貸切バス事業の適正化を図っていきます。

沖縄に来られる国内外の観光客の皆さんが、更に気持ちよく観光できるようになつて努力してまいります。



左：嘉村 運輸部長 右：合田 沖縄県バス協会会長